

## 交通安全施設管理要綱の制定について（例規）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、交通安全施設の設置に伴う管理の適正化を図るため、別添のとおり「交通安全施設管理要綱」を定め、昭和54年8月15日から実施することとしたから適正な運用に努められたい。

なお、次の例規通達は、廃止する。

- 1 交通保安施設管理要領について（昭和36.2.7：6京交一第48号、6京会第12号）
- 2 道路標識カードのホールソートシステムの採用について（昭和39.1.22：9京交総第33号）

別添

### 交通安全施設管理要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による信号機、道路標識及び道路標示並びに交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項第1号の規定による交通管制センターの装置（以下「交通安全施設」という。）の適正な管理、運用について必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 管理責任

- 1 警察署長は、その管轄区域内に設置された交通安全施設について、日常における外観状況の点検、障害の発生時における即報及び応急措置の実施等主として日常的、初期的な管理責任（以下「第一次的管理責任」という。）を負うものとする。
- 2 交通規制課長は、京都府下に設置された交通安全施設について、定期点検の完全実施、故障等の早期回復、機能の向上等主として総合的、最終的な管理責任（以下「総括的管理責任」という。）を負うものとする。

#### 第3 警察署長の責務

警察署長は、交通安全施設について第一次的管理責任を遂行するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 交通安全施設の整備状況をは握し、視認性、識別性及び規制内容との適合性に配慮すること。
- (2) 毎月10日を定期点検日と定め、交通安全施設の点検活動を行うこと。
- (3) 倒壊し、落下し、又はそのおそれのある交通安全施設を発見したときは、直ちに補修又は撤去保管するなど必要な応急措置をとること。
- (4) 豪雨、落雷等異常気象時には、交通安全施設に障害の発生するおそれがあることを予測し、あらかじめ必要な応急措置がとれるよう配慮すること。
- (5) 交通安全施設が損傷、故障、滅失等により、その効用を失ったときは、速やかに補修、更新等について必要な措置をとること。
- (6) 道路工事、交通事故等により、交通安全施設を破損、倒壊又は消除されたときは、速やかに原因者復旧の措置をとること。
- (7) 交通安全施設の設置に当たっては、警察官を立会いさせ、設置場所を確認させるほか、

各種事故の防止等について施工業者に対する指導監督を徹底すること。

#### 第4 交通規制課長の責務

交通規制課長は、交通安全施設について総括的管理責任を遂行するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 交通安全施設の機能を最高度に発揮するよう効果的な設置に配慮すること。
- (2) 交通安全施設の保守管理及び機能の向上を図るため、関係所属及び関係機関との連携を密にすること。
- (3) 交通安全施設が損傷、故障、滅失等により、その効用を失ったときは、速やかに補修、更新等について必要な回復措置をとること。

#### 第5 警察職員の責務

警察職員は、日常の警察活動を通じて交通安全施設の損傷の有無、視認性の適否等の外観状況の観察に努めるとともに、異常を発見し、又は改善を要すると認められる事項があるときは、速やかに当該交通安全施設の設置場所を管轄する警察署長に報告又は通報するものとする。

#### 第6 取扱責任者の設置

- 1 交通安全施設の管理に必要な事務を処理させるため、交通規制課及び警察署に交通安全施設取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- 2 取扱責任者については、当該事務を担当する警部以上の階級にある者（同相当職の警察官以外の職員を含む。）のうちから、所属長が指定するものとする。

#### 第7 点検項目等

取扱責任者が行う交通安全施設の点検項目及び点検要領は、別表のとおりとする。

#### 第8 協議事項

交通規制課長及び警察署長は、交通安全施設の適正な管理・運用を図るため、相互に緊密な連携を保つとともに、次に掲げる事項については、速やかに協議のうえ措置するものとする。

- (1) 信号機の信号現示の時間及び方法を定め、又はこれを変更しようとするとき。（別記様式第1）
- (2) 道路工事等により、交通安全施設又は撤去の必要が生じたとき。

#### 第9 報告（上申）事項

警察署長は、次に掲げる事項について速やかに交通規制課長を經由して書面報告又は上申するものとする。ただし、(1)及び(2)の事項について急を要する場合は、電話即報ののち、書面報告するものとする。

- (1) 交通安全施設の損傷事故が発生したとき。（別記様式第2）
- (2) 交通安全施設の管理、運用に起因する事故が発生したとき。
- (3) 交通安全施設が損傷、故障、滅失等により効用を失い、補修又は更新の必要が生じたとき。（別記様式第3、第4、第4の2、第4の3）
- (4) 原因者復旧により、交通安全施設が補修されたとき。
- (5) 交通安全施設の寄付の申入れがあつたとき。
- (6) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府、建設省令第3号。以下「標識令」という。）第7条の規定により、道路交通法上中央線とみなされる車道中央線及び路側帯とみなされる車道外側線が設置されたとき。
- (7) 前記第3の規定による点検の結果、交通安全施設の移設若しくは撤去又は改善の必要が

あると認められるとき。

## 第10 管理資料

取扱責任者は、交通安全施設の管理・運用の状況を明らかにするため、次の区分により、台帳その他の管理資料を備付け、常時必要な補正をするものとする。

### (1) 交通規制課

- ア 大型道路標識台帳（別記様式第5）
- イ 道路標示台帳（別記様式第6、第6の2、第6の3）
- ウ 信号機台帳（別記様式第7）
- エ 交通管制センター中央装置台帳（別記様式第8）
- オ 交通管制センター工事経歴（別記様式第9）
- カ 交通管制センター専用回線台帳（別記様式第10）
- キ 交通管制センター端末装置台帳（別記様式第11）
- ク 交通安全施設端末装置用鍵管理簿（別記様式第12）

### (2) 警察署

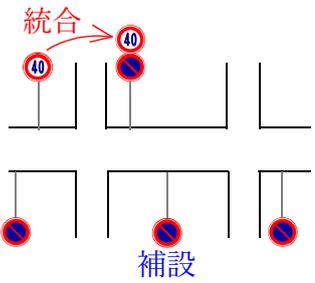
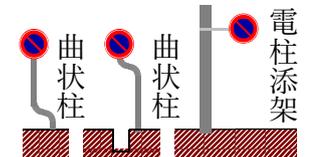
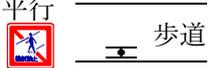
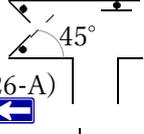
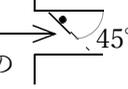
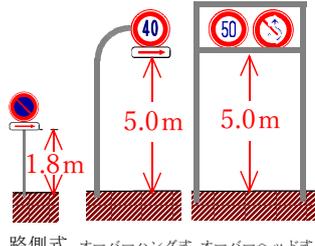
- ア 道路標識設置状況図（別記様式第13）
- イ 道路標示台帳（別記様式第6、第6の2、第6の3）
- ウ 信号機台帳
- エ 交通管制センター端末装置台帳（別記様式第11の2）
- オ 交通安全施設端末装置用鍵管理簿

## 第11 細部事項

この通達に定めるもののほか、交通安全施設の管理・運用に関し必要な細部事項は、交通規制課長が別に定める。

別表

交通安全施設点検項目及び点検要領  
(道路標識、道路標示関係)

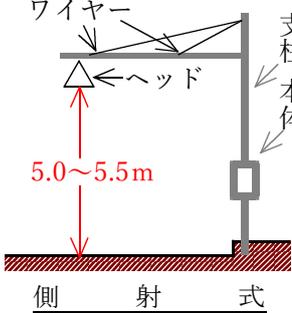
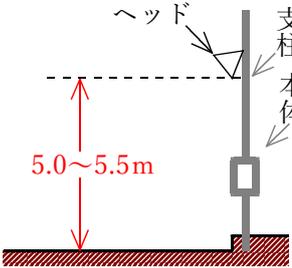
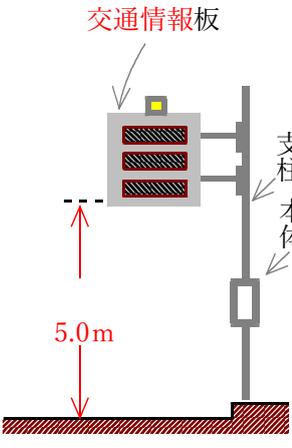
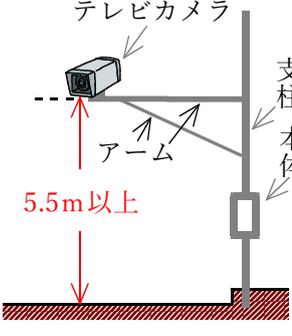
区分	点検項目	着 眼 点	参 考 事 項
道 路 標 識	設置場所の適否	(1) 設置位置、設置間隔、視認効果は適切か。 (2) 整理統廃合の必要はないか。(いわゆる乱立の状態はないか。) (3) 標識による規制効果はあるか。(標識の不備による取締り不能地点の有無)	
	建柱方法の適否	(1) 曲状柱の採用、電柱添架等による適切な設置方法はないか。	
	表示内容の適否	(1) 告示内容と主板、補助板の内容に矛盾はないか。 (2) 交通量、道路幅員等の変化により、拡大板又は縮小板に取替える必要はないか。	拡大板…標識令別表第2の図示の2倍まで 縮小版…標識令別表第2の図示の2分の1まで
	取付方向の適否	(1) 各標板の取付方向は正しいか。 (2) 運転者から見えにくい角度になっていないか。	ア道路と平行 (332)  歩道 イ道路と平行 又は斜め(326-A)  ウ道路と直角 (311-A~F),(301)⇒ (302),(325-4)  エ道路と直角 又は斜め (ア,イ,ウ以外のもの) 
	高さ、支柱の強度の適否	(1) 標板の下限は、基準の高さに確保されているか。(路側式1.8m、オーバーハング式5.0m) (2) 支柱が確実に固定されているか。	
			路側式    オーバーハング式    オーバーヘッド式

	腐食、損傷状況	(1) 腐食による倒壊、落下等の危険性はないか。(倒壊又は落下したまま放置されていないか。) (2) 汚損等により、標識の効果がなくなっていないか。 (3) 原因者復旧は、完全に施工されているか。	
	併設方法の適否	(1) 設置基準に基づく配列順位、取付方法に誤りはないか。	<p>誤った配列    正しい配列</p>
	その他	(1) 標板、支柱にビラ類の貼付、私設標識はないか。 (2) 木柱、ジスロン板が残っていないか。 (3) 灯火式、可変式の球切れはないか。	
道 路	設置場所の適否	(1) 道路の新設、交差点の改良等に伴う移設の必要性又は交通量等の変化により、実情にそぐわないものはないか。	
	設置の適法性	(1) 原因者復旧等で復旧前に設置されていた場所と異なった場所に設置されていないか。 (2) 公安委員会の意思決定のない標示又は誤解を招くおそれのある標示はないか。	設置権限のない者が交差点の右左折方法(中心点、誘導標示)等を設置している例がある。
	標示 新設、補修等の適合	(1) 標識のみでは、規制の担保又は指導取締り上支障があり、特に標示を併設する箇所はないか。 (2) 摩滅して反射性又は視認性の著しく低下しているものはないか。 (3) 補修(塗替)を重ねるごとに路端等摩滅しない部分の標示が厚くなり、歩行者等に危険な箇所はないか。 (4) 原因者復旧は、正規の材質(溶着式反射性材料)を使用し、完全に施工されているか。	

※ 参考事項の欄中332は歩行者等横断禁止、326-Aは一方通行、311-A～Fは指定方向外進行禁止、301は通行止め、302は車両通行止め、325の4は歩行者等専用を示す。



交通安全施設点検項目及び点検要領（交通管制センター関係）

区分	点検項目	着 眼 点	参 考 事 項
車 両 感 知 器	外観上異常の有無	(1) アームの湾曲、ヘッドの曲り、破損等がないか。 (2) アームのワイヤーが垂れ下がっていないか。 (3) ヘッドの効用が街路樹の枝葉で妨害されていないか。特に側射式に注意する。 (4) 支柱、本体に損傷はないか。扉は完全に閉まっているか。 (5) 支柱、アーム、付属金具等に著しい錆の発生はないか。 (6) 支柱、本体にビラ類の貼付はないか。	オーバーヘッド式  
	付近の状況	(1) 設置場所及びその付近に感知器の測定を誤らせる駐車車両はないか。	
交 通 情 報 報 板	外観上異常の有無	(1) 交通情報板にひずみ等損傷はないか。 (2) 支柱、本体に損傷はないか。扉は完全に閉まっているか。 (3) 交通情報板、支柱、本体に著しい錆の発生はないか。 (4) 支柱、本体にビラ類の貼付かないか。	
	表示状況の適合	(1) 交通状況に適合した表示内容になっているか。 (2) 字幕の切断、途中停止はないか。 (3) 字幕の照明ランプは正常に点灯しているか。	
交 通 監 視 用 テ レ ビ	外観上異常の有無	(1) テレビカメラ及びアームに損傷はないか。 (2) 支柱、本体の損傷はないか。扉は完全に閉まっているか。 (3) カメラ、アーム、支柱、本体等に著しい錆の発生はないか。 (4) 支柱、本体にビラ類の貼付はないか。	 ※本体は電柱抱込式（図示）と歩道等に設置する直付式とがある。

別記

様式第 1

年 月 末日 廃棄

長 殿		第 号					
		年 月 日 長					
信号現示時間等変更協議書							
地 点 名		No.					
変更しようとする日		年 月 日		時 分			
		現 在 の 表 示 時 間			変 更 し よ う と す る 時 間		
開 始 時 間	点 滅 時 間	時 分～			時 分～ 時 分		
	三 色 時 間	時 分～			時 分～ 時 分		
		現 在 の 表 示 時 間 (秒)			変 更 し よ う と す る 時 間 (秒)		
		P 1	P 2	P 3	P 1	P 2	P 3
信 号 現 示 時 間	東 西	青	( )	( )	( )	( )	( )
		黄	( )	( )	( )	( )	( )
		全 赤					
		赤					
	南 北	青	( )	( )	( )	( )	( )
		黄	( )	( )	( )	( )	( )
		全 赤					
		赤					
		( )	( )	( )	( )	( )	
		( )	( )	( )	( )	( )	
変 更 を 必 要 と す る 理 由							
協 議 結 果		発 受	月 日 時 分 発 信 者 ( ) 受 信 者 ( )				
		内 容					

注 1 協議者名は不用文字を抹消する。 2 信号現示時間の欄、青 ( ) は、歩行者灯器青秒数を、黄 ( ) は、歩行者灯器青点滅秒数を記入すること。



道路交通に 与えた影響	
警察措置	
[現場略図]	

注 現場写真を添付すること。









大 型 道 路 標 識 台 帳

整 理 号 番 号 (柱 番 号)	路 線 名	設 置 場 所	標 識 板	専 用 柱		添 架					設 置 年 月 日	補 修 状 況					機 名 器 製 作 所	備 考
				オ ハ ン バ グ 式	オ ヘ ツ ド 式	電 々 柱	関 電 柱	信 号 柱	歩 道 橋 等	そ の 他		立 替	主 板 取 替	補 助 板 取	ポ ー ル 取	そ の 他 の		
			主 板 補 助 板															
			主 板 補 助 板															

- 注 1 型式種別（固定式反射、固定式灯火、可変式反射、可変式灯火）ごとに別紙を用いること。
- 2 「添架の歩道橋等」欄には、道路管理者等が所有する歩道橋及びオーバーヘッド柱に添架している場合に記入し、備考欄にその所有者名を付記しておくこと。

様式第 6

道路標示台帳（横断歩道、自転車横断帯）

市 郡 名	告示 整理 番号	設 置 場 所	現 況							信有 号 機 の 無	告示年月日		補修（塗替）状況		備 考
			外側線 (m)	内 幅 (m)	ゼブラ 模 様 (m)	停止線 本 数 (m)	ダイヤ マーク (個)	自転車 マーク (個)	設置年月日		年 月	年 月	年 月	年 月	

- 注 1 横断歩道、自転車横断帯ごとに別紙を用いること。
- 2 横断歩道に自転車横断帯が併設されている場合は、備考欄に (自) と記入しておくこと。
- 3 道路管理者による塗替又は原因者による復旧があつた場合は、その旨備考欄に記入すること。

様式第6の2

道路標示台帳（はみ禁、一停、路側帯、駐停禁）

市 群 名	告示 整理 番号	設 置 場 所		塗 装 延 長（メートル）						路側帯 （種別） （白）	駐・停車 禁 止 線 （黄）	標 示 種 別		備 考
				はみ禁線 （黄）	一 時 停 止 線				告 示 年 月 日			補 修（塗 替） 状 況		
		道 路 名	区 間 又 は 地 名 点		東 詰	西 詰	南 詰	北 詰		設 置 年 月 日	年 月	年 月		
											年 月	年 月		
				m	m	m	m	m	m					

- 注 1 標示種別ごとに別紙を用いること。
- 2 路側帯の欄の上段には、路側帯の種別（一般、駐停禁、歩行者用）を、下段には塗装延長を記入すること。
- 3 道路管理者による塗替又は原因者による復旧があつた場合は、その旨備考欄に記入すること。

道路標示台帳（チャネルリゼーション等）

図面 番号		設 置 場 所		チャネルリゼーション				路面文字			その他		告示年月日 設置年月日	補修（塗替）状況		備 考		
				進路変更 禁止線 （黄）	通行区分 指定線 （白）	進行方向 矢 （白）	中心 点 （白）	導流 帯 （白）	その他	最高 速度 （黄）	転回 禁止 （黄）	その他		駐車 場所 （白）	その他		年 月	年 月
				m	m	個	個	個	個	個	個	個						

- 注 1 チャネルリゼーション、路面文字、その他の区分で別紙を用いること。
- 2 設置場所ごとに図面番号を対応させた設置原図を添付し、原図に表示された標示のメートル又は個数を形状すること。
- 3 道路管理者による塗替又は原因者による復旧があつた場合は、その旨備考欄に記入すること。

様式第 7

信 号 機 台 帳

No.		警察署		委任の場合 委任先													
設置場所						設置 年 月 日											
						廃止 年 月 日											
種 類	全 感 応			現示及び系統		制 御 機											
	半 感 応			現示		年 式											
	簡 易 半 感 応			灯器連動		型											
	多 段 定 周 期			連 動		会 社 製											
	一 段 定 周 期			単 純 一 段													
	押 ボ タ ン			単 純 多 段		モーター											
	列 車 感 知			路 線 自 動		アナログ											
	タ ブ レ ッ ト			地 域 制 御		デジタル											
そ の 他			そ の 他		No.												
付 加 装 置	タ イ ム ス イ ツ チ			灯 器 数	車 両 用		灯										
	盲 人 用 付 加 装 置				歩 行 者 専 用		灯										
	そ の 他				歩 行 者 自 転 車 専 用		灯										
備 考						門 標 番 号											
点 滅 切 替 時 間	実 施 年 月 日	3 色	点 滅	実 施 年 月 日	3 色	点 滅											
	. .	~	~	. .	~	~											
	. .	~	~	. .	~	~											
年 月 日 設 定	信 号 表 示 時 間 ( 1 サ イ ク ル )																
	ス テ ッ プ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	P <sub>1</sub> ( )																
	P <sub>2</sub> ( )																
	P <sub>3</sub> ( )																
感 応 等																	

注、設計図を添付する。(変更の場合は重ねて添付する。)

改 良 障 害 補 修 等 の 記 録

年 月 日	摘 要	備 考











B-7
年12月末日廃棄

### 交通安全施設端末装置用鍵管理簿

保管総数	個
------	---

所属名 \_\_\_\_\_

番号	鍵番号	貸与年月日	被貸与者			取扱担当者	取扱責任者	返納年月日	被貸与者	取扱担当者	取扱責任者
			係名	氏名	印	印	印		印	印	印
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

- 注 1 「鍵番号」欄には、鍵の刻印番号を記載すること。  
 2 取扱担当者は、交通総務係長（交通総務係長の配置のない警察署にあっては交通指導係長又は交通係長）とする。  
 3 取扱責任者は、鍵の保管・貸与状況について毎月1回の点検を実施し、その点検結果を明らかにしておくこと。  
 4 本様式の保存期間は、最終の返納年月日の翌年12月末日（1年）とする。

